

札幌医科大学保健医療学部同窓会 卒後研修会・学会等助成規定

(名称)

第1条 札幌医科大学保健医療学部卒後研修会・学会等助成と称する。

(目的)

第2条 本会会員の職能に関する知識・技能の向上に資する研修会等へ助成を行うこと

(助成対象事業)

第3条 本助成対象は、下記の全てに該当する研修会等とする。

1. 主催者に本会会員が含まれること
2. 申請者は本会会員であること
3. 研修会など参加予定者が50名以上であること
4. 上の参加者の内、本会会員が1/2以上であること

(研究助成金の構成)

第4条 本助成金は、札幌医科大学保健医療学部同窓会予算から支出する。

第5条 当該年度の助成金額は幹事会の議により別途定め、公募期間に公表する。

(助成金の決定)

第6条 助成金は、下記により支出決定を行う

1. 会計年度始めに会員に周知の上で公募し(約1ヵ月)、最大4研修会(看護2、理学・作業各1を目途に)に助成する。
2. 申請は「札幌医科大学保健医療学部同窓会 卒後研修会・学会等助成申請用紙(申込書)」(様式1)に必要事項(※研修会等名称、主催者、開催年月日、場所、参集人数、開催内容、助成希望額)を記入し、本会会長に送付する。
3. 公募期間終了後、会長は次に定める札幌医科大学札幌医科大学保健医療学部卒後研修会・学会等助成金選考委員会を招集し、速やかに助成の可否を当該者に通達する。

(選定委員会の構成)

第7条

助成金選定委員会は、本会会長、副会長、本会長が指名する各学科代表会員3名から構成する。なお、委員長は本会会長が兼ねる。

(被助成者の義務)

第8条 助成を受けた会員は以下の項目を順守する義務を負う

1. 助成を受けた会員は研修会など修了後、速やかに別途「札幌医科大学保健医療学部同窓会 卒後研修会・学会等助成（報告書）」（様式 2）を本会会長に提出する。
2. 本規定第 3 条の助成対象の要件を順守されていないと判明された場合は、本会幹事会の議を経て、助成金の返金を課す場合がある
3. なお上に該当した場合は、その主催者（会員）は以降の申請はできない（申請があっても受理しない）

（助成事業終了報告）

第 9 条 本会会長はその報告書を本会幹事会で報告する。

（付則規定）

第 10 条 本規約には付則を設け、本規定の円滑執行に関する書式などを記載する。

付則 1

申請にあたっては、札幌医科大学保健医療学部研修会等助成申請書「様式 1」を使用する。

付則 2

研修会終了後には、札幌医科大学保健医療学部卒後研修会・学会等助成金執行報告書「様式 2」を使用するとともに、執行した課目の領収書を添付する。

付則 3

第 6 条 1 項で規定する「助成対象割合」について、当該年度に割り当て学科の執行がない場合については、最大 3 年間繰り越すことが出来る。

平成 25 年 5 月 17 日 この規定は原案を元に修正加筆の後制定された。